一五七	板ガラス加工業	一〇	一五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものであつて、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、二〇とする。
一五八	ガラス製加工素材製造業	一〇	一五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものであつては、第三欄(1)(ロ)の値は、二〇とする。
（略）						
一六四	ガラス・同製品製造業（整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一〇	二〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものであつては、第三欄(1)(ロ)の値は、二五とする。
（略）						
一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業	一〇	二〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものであつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ二五、二〇とする。
（略）						
一七三	高炉による製鉄業	一〇	二〇	一〇	一五	(一)　コークス製造工程にあつては、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものであつては、第三欄に掲げるものを除く。）に掲げるものであつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、三二〇、四〇〇とする。 (二)　ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの（(四)に掲げるものを除く。）であつて、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものであつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一〇、四〇、五〇とする。 (三)　ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの（(四)に掲げるものを除く。）であつて、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものであつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六〇、五、四〇、五〇とする。 (四)　ステンレス硝酸酸洗工程を有するものであつて、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものであつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、六〇、五、四〇、五〇とする。

一五七	板ガラス加工業	一〇	二〇	一〇	二〇	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものであつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、二〇とする。
一五八	ガラス製加工素材製造業	一〇	二〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものであつては、第三欄(1)(ロ)の値は、二〇とする。
（略）						
一六四	ガラス・同製品製造業（整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一〇	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものであつては、第三欄(1)(ロ)の値は、二五とする。
（略）						
一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業	一〇	二五	一〇	二〇	
（略）						
一七三	高炉による製鉄業	一〇	二〇	一〇	一五	(一)　コークス製造工程にあつては、第三欄の順序に従い、それぞれ同欄の九〇、五〇、三二〇、四〇〇とする。 (二)　ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五五、一〇、四〇、五〇とする。